

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

| 業者名 | 住所 |
|----------|-----------------|
| 協和機工株式会社 | 東京都足立区千住宮元町1-12 |

2. 指名停止措置期間

令和5年11月17日 から 令和5年12月16日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

協和機工(株)の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日贈賄と官製談合防止法違反の疑いで岡山県警察に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロ及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロに該当する。

<措置要領 別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---|
| (贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 | 逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)